

平成11年10月22日

警察庁交通局長

各地方機関の長
各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

今後の交通安全教育の在り方について

交通安全教育については、その目的、内容等が既に交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に示されており、これを活用した交通安全教育が全国において展開されているところである。交通安全教育指針が策定された趣旨は、今後長期的な観点から交通安全の水準をより一層向上させるためには交通安全教育の充実が重要であるとの認識に立ち、交通安全教育を段階的かつ体系的なものにするとともに、交通安全教育の内容を充実させることにより全国的な教育レベルの向上を図ることにあり、警察としては、その趣旨を踏まえた交通安全教育を推進する必要がある。

ところで、交通安全教育を実施する主体は、警察のほか、民間組織、学校、自治体と多岐にわたるが、今後、段階的かつ体系的な交通安全教育を真に効果的かつ適切に推進していくためには、これらの実施主体がそれぞれの特性を生かし、かつ、互いに連携をとりながら交通安全教育指針の内容を具体化していくことが必要である。

そこで、別添のとおり、「今後の交通安全教育の在り方について」を定めたので、各都道府県警察は、交通安全教育における警察の役割を再確認し、交通安全教育の推進の中心的担い手として、交通安全教育指針の内容に沿った交通安全教育が効果的に推進されるよう努められたい。

今後の交通安全教育の在り方について

1 基本的な考え方

道路交通の場は社会生活の重要な一部であり、交通安全教育は、人々が社会生活を営む上で必要不可欠な安全マインド、安全行動を育む上で重要な意義を有している。このような交通安全の意識、行動を一朝一夕に身に付け、習慣化させることは困難であり、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたり学習を促していく必要がある。そこで、今後の交通安全教育においては、幼児・児童に対する交通安全教育から、運転者前教育としての性格を有する中学・高校生に対する交通安全教育、運転免許（以下「免許」という。）取得時の交通安全教育及び免許保有者に対する交通安全教育（以下「運転者教育」という。）までが一連のものとして、段階的かつ体系的に行われるように努めなければならない。特に、国民皆免許時代の下では、免許取得時の教育に至るまでの間に行う運転者前教育の内容が非常に重要であるので、関係者は、その重要性を認識し、教育目的が達成されるよう効果的な施策を推進する必要がある。

また、高齢化社会が進展する中で、社会に参加する高齢者の交通安全を確保する観点から、高齢者に対し、加齢に伴う身体の機能の変化が行動に及ぼす影響を理解させ、安全な行動を促すことが重要である。このような高齢者に対する交通安全教育は、交通社会に参加するために必要な技能及び知識を修得させる運転者前教育や運転者教育とは若干視点が異なり、自らの身体の機能の変化について自覚を促す点に重点が置かれるが、生涯にわたる交通安全教育の一環として体系上重要な位置を占めるものである。なお、高齢者には、これまで交通安全教育を受ける機会のなかった者も数多く存在する。これらの高齢者に対する交通安全教育は、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）に示されているとおり、交通ルール等に関する理解を深めさせ、歩行者及び自転車利用者として安全に道路を通行できるようにするという観点から実施されなければならない。

2 交通安全教育における警察の責務

従来から、警察は、交通安全教育の中心的担い手として重要な役割を果たし

てきたところであるが、平成9年の道路交通法の一部改正により、公安委員会は、「適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるため、住民に対する交通安全教育を行うように努めなければならない。」（道路交通法第108条の27）こととされ、また、民間の自主的な組織活動として行われる交通安全教育の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講じ（同法第108条の26第1項）、地方公共団体が行う交通安全対策の的確かつ円滑な実施が図られるよう、交通事故の発生状況に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとされた（同条第2項）。これにより、交通安全教育において果たすべき警察の責務が明確化され、その役割が一層重要になった。また、公安委員会が行う交通安全教育の基準とするとともに、交通安全教育を行うその他の者が効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるようにするため、国家公安委員会は、指針を作成・公表することとなった（同法第108条の28）。

そこで、警察としては、広く指針を普及させるとともに、下記3に示す役割分担を明確にしつつ、自ら交通安全教育を実施するほか、民間組織、自治体等が行う交通安全教育の促進を図るために、警察部内の指導者の派遣等必要な支援・協力を行い、官民の密接な連携の下で段階的かつ体系的な交通安全教育が積極的に推進されるよう努めなければならない。この場合の留意点は、以下のとおりである。

(1) 交通安全教育を計画的に推進するための実施主体間の連絡・調整の場の設定

段階的かつ体系的な交通安全教育を効果的に推進していくためには、各地域において、交通安全教育を実施する主体（以下「実施主体」という。）間の連絡・調整の場を設け、年代ごとの交通安全教育の実施に関する全体計画を策定し、当該全体計画に基づき、交通安全教育を計画的かつ継続的に推進することが必要である。そのため、例えば、市町村単位に、地域における実施主体から成る交通安全教育推進協議会を発足させるなど、警察と他の実施主体が緊密な連携を図ることができる場を設定した上で、指針の内容に沿った交通安全教育の企画、カリキュラムの策定、実施主体間の任務分担等地域の交通安全教育の計画的かつ継続的な推進について協議し、警察として必要

な助言・指導を行う必要がある。また、警察としては、各地域で調整され、方向付けがなされた交通安全教育の内容、任務分担等に応じて、各実施主体が積極的に交通安全教育を実施するよう促すことが必要である。

(2) 指導者の育成

ア 警察部内の指導者の育成と指導体制の整備

警察部内については、交通安全教育を実施することができる能力及び技能を有する者の配置状況、その能力及び技能の水準等指導者に関する実態を十分に把握するとともに、これらの者が交通安全教育に実際に従事できる環境を整え、交通安全教育の推進に必要な体制の整備に努める必要がある。特に、警察本部には、部内外の指導者を指導できる能力及び技能を有する職員を配置し、交通安全教育の推進に当たり中核的な役割を担わせるなど、所要の体制の構築・整備について特段の努力が必要である。また、指導者の育成に当たっては、研修会、交通安全教育の実践等を通じ、段階的にその能力及び技能が向上するようにするなど、計画的な育成に努めなければならない。

イ 警察以外の実施主体の指導者の育成促進

警察以外の実施主体のうち、道路交通法により指針に従った交通安全教育の実施が義務付けられている安全運転管理者及び地域交通安全活動推進委員については、公安委員会として以下のとおり指導者としての育成を図るほか、地域における交通安全活動の中心的推進役である交通安全協会や二輪車安全普及協会等の指導員の一層の能力及び技能の向上に向け助言・指導を強化する必要がある。また、その他の実施主体の指導者についても、その教育の実施に対する支援等を通じて、又は教育対象に応じた教育手法に関する研修会等の場を通じて、その育成を支援することが必要である。

安全運転管理者については、法定の安全運転管理者講習の内容の充実を図り、交通安全教育の必要性及び交通安全教育として行うべき事項についての理解を深めさせるとともに、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等における実践的かつ高度な教育の受講によりその能力向上を図るよう積極的に働き掛けることが必要である。なお、事業所において安全運転管理者を中心として活発に交通安全教育が行われるか否かは、事業主の交

交通安全に関する意識如何に懸かっているので、事業主や経営者を集め交通安全の確保についての会議を開催するなど、事業所における交通安全教育の必要性について、事業主等の理解を深めるように努める必要がある。

地域交通安全活動推進委員は、交通安全教育の場を設定し、警察と連携して交通安全教育を実施するなどの活動が期待されている。そこで、地域交通安全活動推進委員については、交通安全教育の必要性、教育すべき事項等に関する一般的な教養を実施するほか、特に、適性の認められる者については、指導者養成研修会等の場を活用して交通安全教育に必要な技能及び知識を身に付けさせるなど、自ら交通安全教育を実施できるよう計画的・段階的な育成を図ることが望ましい。

ウ 指導者育成における専門家の活用

交通安全教育の指導者を育成する場合には、ベテランの指導者による実践的な指導のほか、専門家（交通心理学、交通工学、自動車工学等各方面の専門家）による指導を仰ぐことが必要である。日頃から警察としてこれらの分野別の専門家を把握してリスト化に努め、必要に応じ指導者に対する研修の場で効果的に活用できるような体制を作ることが必要である。

(3) 資機材の相互利用及び交通安全に係る情報の提供

年齢や通行の態様に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を効果的に行うためには、資機材（教材、資料等を含む。以下同じ。）の活用が不可欠である。

警察として、警察が保有する資機材のほか、民間組織、自治体等が保有する資機材の把握に努め、保有状況についての情報の共有を図るなどして、これらの資機材が多く数の指導者に相互利用され、有効に活用されるような体制を作ることが必要である。

さらに、交通事故の発生状況、交通安全教育の効果的実施事例等に関する情報を関係者に積極的に提供するとともに、実施主体相互の情報交換等が円滑に進むよう配慮することにより、警察以外の実施主体による交通安全教育を積極的に支援することが重要である。

3 各年代に対する交通安全教育における各実施主体の役割分担

(1) 総論

交通安全教育にかかわる関係機関・団体は多方面にわたることから、それぞれの役割分担を明確にしつつ、相互の連携強化に努め、交通安全教育を推進する必要がある。特に地域の安全確保について責務を有する市町村は、今後交通安全教育に大きな役割を果たすことが期待されるので、警察は市町村に対する働き掛けを強め、交通安全教育に係る自治体の予算・体制等の充実が図られるよう努めなければならない。

また、都道府県交通安全協会及び地区交通安全協会は、地域における交通安全活動の中心的推進役としての立場から、学校、自動車教習所、事業所等において組織的に行われる交通安全教育以外の場における各年代に対する交通安全教育について、自治体、警察等と連携し、実施主体として実施し、又は他の実施主体による交通安全教育の実施を支援する形で積極的に取り組むことが望まれる。

さらに、自動車教習所については、運転者教育の充実のほかに、運転者前教育等を実施するなど、地域の交通教育センターとしての機能が期待されている。

実施主体の中には、学校、運行管理者等警察の直接の指導の行き届きにくい分野もあることから、警察としては、教育委員会、運輸関係部局等と緊密な連携を図り、関係者の理解を得ながら、指針の内容に沿った交通安全教育が積極的に推進されるよう努めなければならない。

(2) 幼児に対する交通安全教育

ア 概括

幼児に対する交通安全教育は、最も幼児に触れる頻度の高い保護者及び保育所・幼稚園の関係者によって行われるのが適切である。警察は、保育所・幼稚園が行う交通安全教育を支援し、また、保護者に対する交通安全教育を実施することが必要である。

イ 保育所・幼稚園

保育所・幼稚園においては、保母、教諭等が、日常保育等の中で、又は通園時等実際の交通の場面で、幼児に対し、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する初歩的な心得を教え、幼児が道路を通行する際の安全を確保することが重要である。

しかし、保育所・幼稚園においては、資機材を用いた実践的教育や経験を

積んだ指導者による教育を実施することが困難な場合が多いと思われるので、警察としては、要請に応じ、当該教育が効果的に行われるよう積極的に支援する必要がある。

ウ 保護者

幼児に対する父母等の保護者の影響力は極めて大きいことから、保護者に対する交通安全教育は重要である。

警察としては、保護者を対象とした交通安全教育の講習会を実施するなど保護者が幼児に対して適切な教育を実施できるよう交通安全思想の普及啓発に努める必要がある（保育所・幼稚園において警察が幼児に対する交通安全教育を実施する際、保護者の参加を求めることにより、その目的を達成することもできる。）。

エ 地域交通安全活動推進委員

地域交通安全活動推進委員は、通園する幼児に対し安全な行動を指導するなどの活動が期待されるほか、幼児の保護者を対象とした交通安全教育の講習会を企画、実施するなどの活動が望まれる。

オ 警察

前記イ、ウの支援等を実施するほか、幼児に対する教育を直接実施したり、保母、教諭等を対象とした研修会を開催したりするなど、指針の内容に沿った幼児に対する交通安全教育が行われるよう努めなければならない。

(3) 児童に対する交通安全教育

ア 概括

児童に対する交通安全教育は、小学校における交通安全教育を基本とすることが適切である。

この場合、警察は市町村と分担・協力し、小学校において行われる交通安全教育を支援する必要がある。

以上のほか、各実施主体は、児童に対する補完的な交通安全教育を実施しなければならない。

イ 小学校

小学校においては、学習指導要領によって、体育科、特別活動等の中で交通安全教育を実施することになっている。それぞれの小学校では、教員が、

所属する児童に対し、授業の中で時間を確保して交通安全教育を実施するほか、通学路や遠足の行き帰り等実際の交通の場面でも安全な行動について指導し、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能及び知識を習得させるなど、健全な交通社会人としての基礎固めが行われることが重要である。これらの教育は、教育委員会単位の共通の実施計画に従って自ら行われることが望ましいが、それぞれの小学校では、施設及び資機材を活用した実践的な教育や経験を積んだ指導者による教育を実施することが困難な場合があるので、警察としては、市町村と任務を分担し、当該教育が効果的に行われるよう積極的に支援しなければならない。

ウ 保護者

両親等の保護者は、日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等実際の交通の場面で、児童に対し、基本的な交通ルールや交通マナーを教えることが重要である。警察としては、保護者を対象とした交通安全教育の講習会を実施するなど児童の交通安全を図るための交通安全思想の普及啓発に努める必要がある。

エ 地域交通安全活動推進委員

地域交通安全活動推進委員は、通学路において、児童に対して安全な行動を指導するなどの活動が期待されるほか、児童の保護者を対象とした交通安全教育の講習会を企画、実施するなどの活動が望まれる。

オ 自治体

地域の交通安全において市町村の果たす役割は大きいことから、市町村又は市町村交通安全対策協議会の予算により確保された交通指導員等交通安全教育を実施する人材の効果的な活用を促すなどして、小学校における児童に対する交通安全教育の支援に努めることが期待される。

カ 警察

前記イ、ウの支援等を実施するほか、教育委員会及び校長会又は個別の学校に働き掛けるなどして、小学校における交通安全教育の時間確保を図る必要がある。

また、交通少年団の育成指導など、小学校における交通安全教育とは別に、児童の交通安全意識を高めるための活動を行うことが望まれる。

(4)中学生に対する交通安全教育

ア 概括

中学生に対する交通安全教育は、中学校における交通安全教育を基本とすることが適切である。

この場合、警察は市町村と分担・協力し、中学校において行われる交通安全教育を支援する必要がある。

以上のほか、各実施主体は中学生に対する補完的な交通安全教育を実施しなければならない。

イ 中学校

中学校においては、学習指導要領によって、保健体育科、特別活動等の中で交通安全教育を実施することになっている。それぞれの中学校では、教員が、所属する生徒に対し、授業の中で時間を確保して交通安全教育を実施し、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させることなどが重要である。また、その際、本格的に交通社会に参加していく前提として、健全な交通社会人として必要な他者への思いやりを身に付けさせるなど、運転者前教育が適切に行われることが重要である。警察としては、市町村と任務を分担し、当該教育が効果的に行われるよう積極的に支援しなければならない。

ウ 自治体

市町村又は市町村交通安全対策協議会の予算により確保された交通指導員等交通安全教育を実施する人材の効果的な活用を促すなどして、中学校における交通安全教育の支援に努めることが期待される。

エ 警察

前記イの支援を実施するほか、教育委員会及び校長会又は個別の学校に働き掛けるなどして、中学校における交通安全教育の時間確保を図ることが重要である。

(5)高校生に対する交通安全教育

ア 概括

高校生に対する交通安全教育は、基本的に高等学校（以下「高校」という。）において行われることが適切である。

この場合、いわゆる「3ない運動」に関しては、その実施の有無にかかわらず、運転者前教育という観点に立った体系的な交通安全教育を実施する必要があることについて、PTAを始めとする学校関係者の理解が得られるよう努めることが必要である。

しかし、高校における交通安全教育は、その教育方針により高校ごとに区々となることが考えられる。そこで、高校以外の実施主体は、高校とは別に、高校生に対する補完的な交通安全教育を実施することが期待される。

イ 高校

高校においては、学習指導要領によって、保健体育科、特別活動等の中で交通安全教育を実施することになっている。それぞれの高校では、教員が、所属する生徒に対し、授業の中で時間を確保して交通安全教育を実施し、自転車の利用者及び二輪車の運転者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得させるとともに、健全な交通社会人の育成に向けた運転者前教育が的確に行われることが重要である。この場合、実技や走行体験を含む交通安全教育は、施設や指導者の有無で学校の能力を超える場合が多いと思われるので、警察としては、都道府県の協力を得ながら、当該教育が効果的に行われるよう積極的に支援する必要がある。

ウ 二輪車安全普及協会、二輪車安全運転推進委員会

二輪車安全普及協会、二輪車安全運転推進委員会は、要請に応じ高校における交通安全教育に指導者を派遣するなどの支援を行うほか、高校の理解を得つつ、特に通学時等に二輪車の利用を認められている高校生を対象として行われる二輪車を活用した安全運転講習会等の実施を積極的に実施することが期待される。

エ 自治体

都道府県は、前記イの支援を実施するほか、必要により高校生を対象とした交通安全教育を自ら主催して実施することが考えられる。

オ 警察

警察は、前記イの支援を実施するほか、教育委員会及び校長会又は個別の学校に働き掛けるなどして、高校における交通安全教育の時間確保を図るとともに、二輪車の運転に関する指導者を派遣するなどにより、指針の内容に

沿った高校生に対する交通安全教育が行われるよう努めなければならない。

また、必要により高校生を対象とした講習会を自ら主催することも考慮すべきである。

(6)成人に対する交通安全教育

ア 概括

成人に対する交通安全教育のうち、免許取得時の教育は事実上その大部分が自動車教習所に委ねられている。したがって、免許取得時の教育について、警察としては、自動車教習所に対する指導を通じてその充実を図ることが適切である。

運転者教育は、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者が行う交通安全教育が大きな柱となっている。したがって、警察としては、公安委員会が行う各種講習の内容を充実するとともに自動車教習所等の適正な指導を行うことにより、成人に対する交通安全教育の充実を図っていかなければならない。

このほか、各実施主体による補完的な交通安全教育の実施が期待される。

イ 自動車教習所

自動車教習所における免許取得時の教育においては、基本的な運転操作並びに交通ルールを遵守した走行をするための技能及び知識のみならず、運転者として交通マナーを実践する意識及び態度を習得させることが重要であり、そのためには、教習に直接的に携わる教習指導員等の資質の向上を図ること等が必要である。警察としては、指定自動車教習所職員講習の充実等を通じて教習指導員の資質の向上に努めるとともに、教習の適正な水準を確保するため、教習の態様に応じて教習所に対し、必要な助言・指導をしなければならない。

免許取得後の交通安全教育においては、運転適性及び運転技能を客観的に把握させるなどして、安全運転に必要な技能及び知識を定着させること、また、道路における危険を予測し、回避する意識及び能力の向上が重要である。警察としては、運転免許取得者教育の認定制度を活用するなどして、運転免許取得者教育の水準の向上と免許保有者への普及を図るとともに、自動車教

習所の有する施設及び資機材を活用するよう、各実施主体に促すことが必要である。

ウ 安全運転管理者

安全運転管理者、副安全運転管理者等の自動車の運行を直接管理する地位にある者は、事業所の運転者に対し、指針に基づいた交通安全教育を日常的に行うことが重要である。警察としては、安全運転管理者講習等の機会を利用して交通安全教育に資する情報を提供したり、安全運転の動機付けの機会となる安全運転コンクールのような行事を展開したりするなど、積極的に支援する必要がある。特に、安全運転管理者については、法律上事業所の運転者に対する交通安全教育の指導者として位置付けられていることから、警察としては、安全運転管理者講習等の充実に加え、下記オ等における研修を積極的に紹介するなど、交通安全教育の指導者としての育成に努めることが必要である。

エ 自動車メーカー、日本自動車連盟（JAF）

地域の身近な場所で、自動車の運転者に対して、その要望に応じ、実際の車両を用いた実践的な運転者教育を実施することが期待される。

オ 自動車安全運転センター安全運転中央研修所

交通安全教育（特に安全運転に関する教育）の指導担当者に対して高度の運転技術、指導方法等を指導する最高の教育機関として、運転者教育の指導者に対する実践的な教育を実施することが期待される。

カ 自動車販売業界における交通安全対策推進協議会（ディーラー協議会）

自動車販売業者が、セーフティーアドバイザーを中心として、営業担当者の安全意識の向上を図るとともに、運転者である個々のユーザーに対して、交通安全上特に問題になっている点について、効果的な交通安全教育を実施することが期待される。

キ 警察

警察としては、公安委員会が行う各種講習の内容の充実に図るとともに、交通安全教育に係る機関・団体と緊密な連携をとりつつ、各種の交通安全教育が適切かつ効果的に実施されるよう、必要な助言・指導・調整を行わなければならない。

(7) 高齢者に対する交通安全教育

ア 概括

高齢者は、歩行者としても運転者としても加齢に伴う身体機能の変化を生じるところから、高齢者に対してはこの特性を踏まえた特別な交通安全教育が必要である。

社会に参加する高齢者の交通安全の確保に関しては、住民の安全に責任を負う自治体を中心となつて行うことが適切である。また、高齢者の身体機能の変化を理解し、日常生活の中できめ細かい助言等を行うことができるのは家族であるので、家庭における交通安全教育も大きな役割を果たす。

警察としては、自治体及び家族による交通安全教育の実施を働き掛け、これを支援するとともに、老人クラブ、福祉関係者等の理解・協力を得ながら地域ぐるみの取組みが行われるように努めなければならない。

さらに、「ヒヤリ地図」の作成のような参加型の交通安全教育等を通じて、高齢者層の中に交通安全に関するリーダーが育成されるよう配慮する必要がある。

イ 家族

加齢に伴う身体機能の変化や安全な通行方法について、身近にいる家族が、日頃から助言等を行うことが重要である。警察としては、高齢者を抱える家庭の構成員に対し、家庭における当該教育が効果的に行われるよう積極的に指導、支援することが必要である。

ウ 自治体

自治体は福祉行政等の観点から高齢者の交通安全にかかわりが深いことから、市町村又は市町村交通安全対策協議会の予算により確保された交通指導員等交通安全教育を実施する人材を各種会合に派遣するなどその効果的な活用を促し、高齢者に対する交通安全教育の推進に努めることが必要である。

エ 地域交通安全活動推進委員、交通指導員等

地域交通安全活動推進委員、交通指導員等は、老人クラブの集会等の機会を利用して、地域で発生した交通事故の事例を取り上げるなど地域の実態に応じた交通安全教育が行われることが期待される。また、高齢者を抱える家庭の構成員に対して指導、支援することも期待される。

オ 警察

警察としては、高齢者の通行の態様に応じた交通安全教育の講習会等を自ら主催するほか、高齢者に対する交通安全教育の指導者を対象とした研修会を実施するなどして、指導者が高齢者に対し適切かつ効果的な交通安全教育を実施できるよう助言・指導を行うことが必要である。特に、高齢運転者に対しては、加齢に伴う身体機能の変化に起因する交通事故を防止するため、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容をより充実させるよう努めなければならない。また、交通安全教育を受講する機会のなかった高齢者を的確に把握し、これらの者を含めできるだけ多くの高齢者が、適切かつ効果的な交通安全教育を受けることとなるよう配慮することが必要である。

4 交通安全教育の効果の確認と広報

交通安全教育を具体的に推進するに当たっては、当該教育の効果を常に確認しつつ、より効果的な教育方法により実施するよう配慮しなければならない。

また、交通安全教育の効果については、積極的な広報を行うなど関係者に周知を図ることにより、交通安全教育の意義、重要性等について関係者の認識が一層深まるよう努めなければならない。